

◎新潟県告示第449号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

| 名 称          | 住所又は事務所の所在地              |
|--------------|--------------------------|
| 社会福祉法人日本保育協会 | 東京都千代田区麴町1-6-2 麴町1丁目ビル6F |

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

保育士登録に係る手数料徴収事務

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年4月1日